

■議案第14号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、平成29年度を初年度とする「第2次四万十町総合振興計画」を策定し、今後この計画に基づいたまちづくりを進めていきます。

また、本町にとって最重要課題であると考える人口減少の抑制については、「四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進が必要です。

このため、総合振興計画に掲げた3つの基本方針「産業づくり」、「人づくり」、「自然環境づくり」と総合戦略の中心的施策である「地産外商の強化」、「地場企業の育成」、「移住定住の促進」、「将来を担う人材の育成」、「四万十川の再生」等をより積極的、効率的に推進していくために、来年度からの組織体制を見直します。

今回の条例改正は、組織体制の見直しに伴い行政組織条例で規定している課名及び所管業務の変更と併せて行政組織条例の規定を引用している条例の改正を行うものです。

【行政組織条例における改正事項】

1. 課名の変更

商工観光課 ⇒ にぎわい創出課

上下水道課 ⇒ 環境水道課

町民環境課 ⇒ 町民課

2. 所管業務の変更

町民環境課 ⇒ 企画課 四万十川対策室の業務

町民環境課 ⇒ 環境水道課 循環型社会及び環境保全グループの業務

3. 併せて条例改正にあたり、各課の分掌事務の整理を行った。

【行政組織条例改正に伴い改正する条例】

①四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例(平成18年四万十町条例第80号)

②四万十町環境基本条例(平成18年四万十町条例第81号)

③四万十町水道事業の設置等に関する条例(平成18年四万十町条例第185号)

④四万十町議会委員会条例(平成18年四万十町条例第192号)

⑤四万十町集会所等条例(平成18年四万十町条例第218号)

【改正事項】

課名の変更に伴うもの